

農業共済新聞購読のお申込みについて

農業共済新聞は農業専門誌として、「農家に学び、農家に返す」を創刊以来の編集方針として発行しています。NOSAI事業の説明やNOSAI団体の動きはもとより、農政、営農技術や資材活用、暮らし、農産物流通など幅広い分野を網羅した紙面を通じて、農家の営農と暮らしに役立つ情報を提供しています！

無料購読キャンペーン

新たに年間購読のお申込みをいただいた方に限り、**2か月間無料**で購読いただけます！※無料購読期間を終えた後は1年間の有料購読となります。

今年は、試し読みから新たに60部の購読申込を頂いております。

この機会にぜひ**2か月間の試し読み**をご利用ください！



月4回
水曜日発行



農業共済新聞購読料（年ぎめ）**5,520円**（1ヶ月あたり460円）

お申し込みは**042-381-7111**までご連絡ください。

農業共済新聞購読希望とお伝えください！（担当者：保坂、岡本）

【農業共済事業の未実施品目に対する意向調査について】

NOSAI 東京では実施している農業共済事業以外の品目について、農家組合員の皆様から広く未実施品目について、要望を受け付けております。未実施品目について当組合で実施が必要か常時検討を進めておりますので、農家組合員の皆様の自由なご意見をお聞かせください。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。

【NOSAI 東京ホームページ <https://nosai-tokyo.jp/>】



安心のネットワーク **NOSAI 東京** 広報 No.37 令和8年9月発行 ※本誌の無断転載を禁じます

発行：NOSAI 東京（東京都農業共済組合）

〒184-0004 東京都小金井市本町6-9-35 TEL.042-381-7111

●ホームページ <https://www.nosai-tokyo.jp/>

●メールアドレス info@nosai-tokyo.jp

広報 NOSAI 東京

NO. 37

2026年9月発行

〔発行〕
東京都農業共済組合



CONTENTS

- ・第34回通常総代会
- ・令和7年度台風第22・23号被害 令和8年度台風第13号被害
- ・園芸施設の風害対策
- ・加入者の声

【第34回通常総代会】

令和8年6月11日、第34回通常総代会を小金井市の「小金井 宮地楽器ホール」にて開催いたしました。総代30名（書面出席含む）にご出席いただき、栗原剛氏（あきる野市）に議長をお務めいただきました。提出された6つの議案は、慎重な審議を経て賛成多数により原案通り可決されました。

また総代会には来賓として、東京都産業労働局農林水産部農業基盤整備担当課長の中屋雄一郎氏、並びに全国農業共済協会常務理事徳井和久氏にご臨席いただきました。



栗原剛議長（あきる野市）



東京都産業労働局農林水産部
農業基盤整備担当課長 中屋雄一郎氏



全国農業共済協会 常務理事
徳井和久氏

令和7年度の農業保険事業については、事業計画に基づき、役職員一同取り組んで参りました。

引受実績は、収入保険への移行等により一部の事業を除き、前年度を下回る引受実績となりました。また、収入保険においては、660経営体の加入を目標に推進しましたが、572経営体の加入に留まりました。新規加入は32経営体でした。

被害実績は、昨年10月に八丈町の南の海上を通過した台風第22号の被害が大きく、園芸施設共済全体で8,348万円の共済金支払いとなりました。また、収入保険は令和6年契約の加入者に対し保険金等9,854万円の支払いとなりました。

提出議案

- ・第1号議案 令和8年度補正予算について
- ・第2号議案 令和7年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案について
- ・第3号議案 事業計画の目標の上方修正について（建物共済）
- ・第4号議案 事業規程の改正について（家畜共済）
- ・第5号議案 損害評価会委員の選任について
- ・第6号議案 危険段階別共済掛金率の設定について（農作物共済）

令和7年10月の台風第22・23号による八丈町の被害と対応実績及び令和8年8月の台風第13号による小笠原村の被害速報

【台風第22号被害概況と園芸施設共済の共済金支払いについて】

令和7年10月9日に伊豆諸島へ接近した台風第22・23号の影響により、八丈町では最大瞬間風速54.7m/sを記録したほか、24時間降水量は356.5mmに達し、観測史上最多を更新しました。この台風により、八丈町の園芸施設共済加入者の約9割に当たる78戸235棟に被害申告があったことから、本組合は八丈町役場と連携し、被災した園芸施設の迅速な損害評価を行うため、延べ3回職員を八丈町へ派遣しました。損害評価の結果、令和7年12月末までに、74戸221棟に対し、総額7,115万円の共済金をお支払いしました。



画像1 全損した園芸施設

園芸施設共済は、施設の時価額を基準として評価額を設定しており、加入の際に組合員の皆様在选择した付保割合（40%～80%）に基づいて、お支払いする共済金を算出しております。万が一の事故の際に十分な補償を受けられるよう、付保割合や補償内容の見直しを希望される方は、お気軽に本組合までお問い合わせください。また、園芸施設共済に未加入の皆様におかれましては、この機会にぜひご加入をご検討ください。

【園芸施設の復旧状況について】

本組合では、園芸施設の復旧状況を確認するため、延べ2回職員を現地へ派遣しました。令和8年6月10日時点で、被害を受けた235棟のうち、118棟は復旧が完了し、108棟は復旧に向けた準備が進められていました。



画像2 上記園芸施設の再建の様子

【令和8年8月の台風第13号による小笠原村の被害速報】

令和8年8月4日から5日にかけて小笠原村に接近した台風第13号は、最大瞬間風速39.9m/sを記録し、父島、母島の両島で倒木や家屋の被害、停電など、住民の生活に甚大な影響をもたらしました。この台風により、8月24日現在、22戸59棟の園芸施設の被害申告を受けています。本組合では、8月19日から23日にかけて職員1名を派遣し、東京都並びに小笠原村役場と連携して被害状況を把握し、迅速かつ適切な損害評価に努めました。被害を受けられた加入者の皆様へ10月末の共済金支払いを目指して準備を進めています。



画像3 本体妻部分と被覆に被害を受けた園芸施設

台風第13号（令和8年8月24日）による園芸施設共済の被害申告数(速報)

	被害戸数 (戸)	被害棟数 (棟)	主な地域等	最大瞬間風速(m/s)			
				8/3	8/4	8/5	降水量
小笠原村	5	9	父島	20.9	35.5	39.9	79.0
小笠原村	17	50	母島	.	.	.	110.5
合 計	22	59					

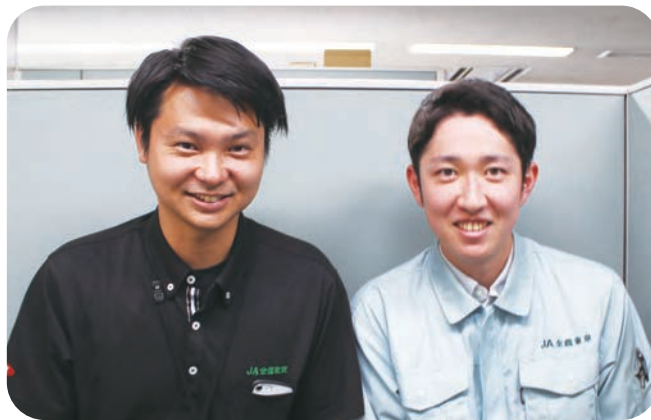
※最大瞬間風速、降水量データは気象庁HPより

台風に備える！園芸施設の災害対策

台風などの強風による園芸施設の被害を軽減するためには、日頃の施設管理と台風が来る前の備えが重要です。

今回は、JA 全農東京の生産事業部生産資材課に所属する廣瀬陽太さん（画像左）と田畑光大さん（画像右）に園芸施設の災害対策のポイントについてお話を伺いました。

JA 全農東京の生産事業部生産資材課は、東京都内の園芸施設の新設工事や被覆物の張り替え工事について、農業者と工事業者を仲介する役割を担っており、年間約 200 棟に携わっています。



廣瀬陽太さん

田畑光大さん

① 日頃の園芸施設の点検・補強について

園芸施設の被害を少なくするには、日頃から園芸施設の状態を点検し、早めに補修・補強することが大切です。下記事項の点検や補強資材の設置が効果的です（廣瀬さん）。

新しく施設を建てる際には、スノーポールや筋交いの設置を推奨しています。既存の施設でも、被覆物の張り替え時などに筋交いや防風ネットの追加設置で耐風性を高めることができます（田畑さん）。

○日常点検のポイント

- ・被覆物の破損箇所を補修する
- ・パッカーやマイカ線などで被覆物をしっかり固定する
- ・接続部やボルト等の緩みを点検する
- ・パイプの腐食や変形がないか確認する

○園芸施設の新設、補強する際はおすすめ

- ・園芸施設に筋交いを設置（図 1 参照）
- ・妻部に近い部分に防風ネットを設置（図 2 参照）

図 1

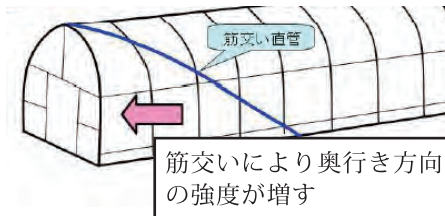
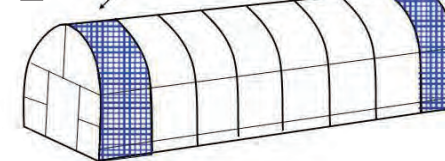


図 2



② 台風接近時の対策について

園芸施設内部へ台風等の強風が入り込むと施設が浮き上がり、被覆物だけではなく園芸施設本体の被害につながる可能性があります。風が園芸施設に入り込まないように締め切ることや被覆物を固定することが大切です（廣瀬さん）。

○台風前の点検のポイント

- ・被覆物の破損箇所を補修する
- ・パッカーやマイカ線などで被覆物をしっかり固定する
- ・出入口や換気、巻き上げ設備を締め切る
- ・園芸施設周辺の飛散しそうな資材を片付ける

③ 台風通過後の点検について

台風通過後は、園芸施設の被害状況を確認するとともに、損傷があれば早めに補修しておくことで被害の拡大を防ぐことができます（田畑さん）。

○台風通過後の点検のポイント

- ・被覆物の破損箇所確認
- ・本体パイプなどにゆがみや折れがないか確認
- ・パッカーやマイカ線などにゆるみがないか確認



園芸施設の事故発生通知と異動の取り扱いについて

園芸施設共済にご加入の皆様、大切なお知らせです。

強風や積雪、鳥獣被害などにより園芸施設に被害が生じた際は、本組合が園芸施設の被害状況を確認する必要があります。**被覆材の張り替えや破損箇所の修繕等を行う前に、必ず本組合までご連絡ください。**近年、修繕後にご連絡をいただくケースが増えており、被害状況を確認できない場合、共済金をお支払いできないことがあります。

また、被覆材や附帯施設（巻上機・カーテンなど）の定期交換や新設を行った際も、本組合までご連絡をお願いいたします。見積書をご提供いただければ、契約変更手続きを円滑に進めることができます。

ご連絡が必要なケース	理 由
事故により園芸施設に被害が発生した場合	職員が現地で被害状況を確認し、共済金を算定するため
被覆材や附帯施設を定期交換・新設した場合	契約の内容を適正に変更するため※

※契約期間中であっても、引受変更の手続きにより、新しい被覆材・附帯施設を補償内容に含めることができます。

トリカルネットハウスが園芸施設共済に加入できるようになりました

小笠原村で利用されているトリカルネットハウス（獣害対策用ハウス）が園芸施設共済に加入できるようになりました。トリカルネットハウスは天然記念物であるオガサワラオオコウモリの食害から作物を守るために利用されていますが、台風等による被害を受けることもあり、園芸施設共済への加入希望があったことから令和 5 年から検討を続けてまいりました。農林水産省の承認を得られたことから令和 7 年度から加入が可能となりました。

被害軽減対策について



画像 トリカルネットハウス

オガサワラオオコウモリは2019年頃から母島で増加がみられ、2022年にはレモンの収穫に甚大な被害をもたらしました。生態調査とともに食害対策にも取り組む小笠原自然文化研究所の鈴木創さんにお話を伺ったところ、「天然記念物で傷つけることが出来ないため、トリカルネットの対策と合わせて、未対策地の作物を追い払いで守っています」と教えていただきました。また、「早春のレモンの開花期は、自然餌の不足期と重なり、畑に来やすくなります。そこで 2 時間程度 5～7 名で巡回し、音（声＋音源＋ドラ）と光を使い、小笠原村、農業者、農業協同組合の協働で追い払いを続けています」と教えていただきました。今後は、「協働の輪を拡げ、追い払い効果の向上や、防除手法の拡大を目指すとともに、山の餌づくりについても関係機関に働きかけたい」とお話しいただきました。

建物共済・農機具共済からのお知らせ

令和7年度の建物共済の共済金支払い実績は、17件の建物被害に対し、総額約717万円の支払いとなりました。事故の内訳では、夏場のゲリラ豪雨に伴う落雷事故3件に対する支払いが建物共済の共済金全体の約56%を占める大きな事故となりました。

また、令和7年度の農機具共済の共済金支払い実績は、2件の農機具事故に対し、総額約96万円を支払いました。

お支払いまでの流れ



建物共済、農機具共済にご加入の組合員の皆様にあつては、万が一事故が起きてしまった際は、まず修繕前に本組合までご連絡をお願いいたします。職員が事故状況を確認させていただき、共済金を算定いたします。

事故が発生してから共済金のお支払いまでの詳細について農機具共済を例として左記のフローチャートにまとめておりますのでご確認ください。



ショートメッセージサービス(SMS)の利用開始について

令和8年4月1日より、東京都農業共済組合では組合員の皆様の携帯電話へのショートメッセージサービス(SMS)を活用した情報配信を開始いたしました。SMSは、農業保険の更新時期のご案内や情報提供等に活用しております。本組合からのSMSは組合員の皆様自身が利用する携帯電話により、配信元の番号が異なるため、詳細は下記一覧をご確認ください。

なお、配信の停止を希望される場合は下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

ご利用の携帯電話会社

配信元として表示される番号

Docomo / au / 楽天モバイル……………042-381-7111 (本組合電話番号)

Softbank……………251000

配信停止を希望される場合 連絡先 東京都農業共済組合 042-381-7111



農業経営収入保険に加入された 方々の声をご紹介します！

○安心して農業をするために 江戸川区 小原 昭則さん 野菜（小松菜）



新型コロナウイルスの影響で収入が減少している時に、農業普及指導員さんからの紹介で収入保険に加入しました。

私は、小松菜を市場に出荷していますが、市場出荷は品質が良いものを出せたとしても市場価格の低下で収入が減少してしまうことがあります。そんな状況を収入保険に助けられ、備えの大切さを強く感じています。

また、収入保険は個人の被害状況に応じて保険料率が設定されており、事故が無ければ掛金率が低くなることも魅力的です。今後も、収入保険を活用しながら安心して農業を続けていきたいです。

○高品質なトマト生産のために 東村山市 市川 浩太郎さん 野菜（トマト等）



私は、主にトマトを生産している農業者です。2年連続でトマトが全滅してしまった際に、NOSAI職員から販売金額を補償する収入保険の説明を受けたことが加入のきっかけとなりました。

収入保険は、販売金額が1割以上減収した時から補償されることが魅力的です。大きな収入源を失ってしまった際に、収入保険が補償してくれるので安心して野菜を育てることができています。

私は野菜の味を大事にしているので、コストをしっかりとかけて味を追求する農家になっていきたいと思います。

○自然災害に備えて

新島村 天野 律子さん 野菜（明日葉等）



令和元年の台風第15号で被害を受けたことが収入保険加入のきっかけです。倒木の片づけで手が回らなくなり、農業仲間もハウスが潰れて大変な思いをしました。自然災害に備えなければと思っていたところ、農業普及指導員の方から収入保険を勧められて加入することにしました。

収入保険は、病気や怪我による収入減にも対応してくれる点が魅力です。もし私が病気や怪我で農業ができなくなってしまった場合、経営に深刻な影響が出てしまいますが、収入保険ではそこも補ってくれるので安心して働くことができます。今後も島ならではのアシタバ生産を続けて、島の良さを次世代に伝えていければいいと思います。